

早稲田大学大学院法学研究科

2021年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

環境行政における比例原則の法的研究
——日中比較を中心に——

申請者氏名 閻 周奇

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	岡田正則
	早稲田大学教授	博士（法学）（京都大学）	黒川哲志
	早稲田大学教授		田村達久
	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	人見 剛
	早稲田大学准教授	博士（法学）（早稲田大学）	文 元春

閻周奇氏博士学位申請論文審査報告書

閻周奇氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2021年2月3日、その論文「環境行政における比例原則の法的研究——日中比較を中心に——」を早稲田大学院法学研究科に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の審査委員は、同研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2021年6月23日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の構成と内容

(1) 本論文の目的と構成

本論文の目的は、中国の経済発展にもなつて顕在化してきた環境行政における「過剰介入」と「過少介入」の問題を考察するために、比例原則に関する日中の学説・法実務・法制度を検討し、これを基礎として、日中の環境行政領域における司法審査方法や規制制度の改善を提案することである。

中国の環境行政について比例原則の考察を行うことの重要性は、一方で、一部の法令違反企業に対する一律の取締り措置（いわゆる「一刀切」）を典型とする行政権の過剰介入を是正すること、他方で、汚染原因の企業に対する軽微な規制措置に見られる行政権の過少介入を是正することが社会的に強く求められている点からも明らかである。また、日本法を比較の対象とすることの意義は、日本が類似の経験を有するとともに、これに対する法理論・法制度上の蓄積を行ってきたことから、日本法の検討が今後の中国法に示唆を与える面が大きいこと、および、日本の法理論・法制度・法実務の到達点を比較法の視点から検証する作業を通じて、比例原則の発展方向を日本法に対しても示しうると考えられること、である。

本論文の第一章は、環境行政における比例原則の位置づけとその特徴点の析出を行った上で、論文の課題を提示する。続く第二章と第三章は、中国と日本の環境行政領域における比例原則の活用状況について、学説と法実務（主に裁判例）の検討を行い、第四章は、両者の比較検討と課題に関する考察を行っている。そして、終章において、筆者は、結論として、中国の法制度整備の方向性、および日中の環境行政領域における行政機関と裁判所による比例原則の活用のあり方を提示し、最後に、比例原則の理論的・制度的な課題を述べている。

(2) 本論文の内容

序章において、筆者は、上述のような、環境行政領域で比例原則を検討することの重要性と比較法研究の意義を述べている（第1節）。その上で、日本の行政法学における須藤陽子・西津政信などの研究、環境法学における大塚直・藤岡典夫・桑原勇進などの研究、および中国における周佑勇・劉権などの研究等の先行研究の概観に基づいて、日本法については、環境行政に即した比例原則の研究がまだ十分とはいえないこと、また、

中国法については、具体的事例への適用や司法審査での活用につながっていないことを指摘して、本論文での検討と考察の方針を提示する（第2節、第3節）。

第一章 環境行政における比例原則の課題

本章において、筆者は、環境行政領域において比例原則の研究を行うことの必要性和その際の課題を明らかにしている。

第1節において、環境問題の特徴から、環境行政における比例原則の適用の必要性を明確にする。環境行政領域では、不確実な状況下での行政措置が要請されている一方、その対処する事象は広範性、複雑性、不特定性などの特性を持っている。この点から、他の行政領域よりも、環境行政における比例原則の適用が一層必要であると考えられる、とする。

第2節において、日本での比例原則に関する先行研究から示唆を得て、環境行政過程における比例原則の適用と、環境行政での司法審査における比例原則の適用、という二つの場面から、比例原則の活用の仕方を提示している。具体的には、前述の西津の行政執行過程に関する研究を規制過程全体に応用する可能性、および須藤のドイツ警察法研究による適合性原則・必要性原則・狭義の比例原則という3つの部分原則を環境行政事件の審査に応用する可能性の提示、である。

第二章 中国の環境行政における比例原則

本章において、筆者は、中国の環境行政における比例原則の現状および問題点を明らかにしている。

第1節で、上記の課題を説明した後、第2節で、中国における比例原則をめぐる学説、および中国の行政法における比例原則の位置づけを明確にする。中国においても、適合性原則・必要性原則・狭義の比例原則という3つの部分原則を内容とする「三階層理論」が主流の理論として存在するが、これに対する「二階層理論」と「四階層理論」の批判を検討した上で、「三階層理論」が妥当だとする。また、法治行政の一部をなす「合理性原則」と比例原則との関係をめぐる共通説と吸収説の検討を行い、「比例原則の方が内容がより明確で、適用範囲もより広い」との所見を示す。さらに、法令の中で比例原則がどのように定められているのかを確かめている。すなわち、行政処罰法4条における「過罰相当の原則」、行政強制法5条における「適切の原則」、行政訴訟法70条における「明白不当」の審査基準（2014年改正で導入された基準）は、比例原則を内包しているものと位置づけられる。

第3節では、行政実務（特に執行と処罰）における過剰介入と過少介入の実態が確認され、第4節で、環境行政強制と環境行政処罰に関わる10件の裁判事例の検討を通じて、比例原則の理論と法規定が司法審査で有効に機能していないという問題点が摘出される。その原因として筆者が指摘するのは、「比例原則に関する理論研究の不完全と環境行政における法制度の不備」、具体的には、学説の議論が基礎理論の段階にとどまっていることから、3つの部分原則の関係とその適用条件および適用手続についての研究が不十分なものととどまっていること、法規定の内容が抽象的で不完全であることから、

行政実務では機能を発揮せず、また司法実務では適用が回避されて来ていること、である。

そこで筆者は、類似の経験を有する日本法を参照することにより問題解決のための示唆を得ようとする。

第三章 日本の環境行政における比例原則

本章において、筆者は、日本の環境行政における比例原則に関する学説・判例の現状とその問題点を検討する。

第1節で、上記の課題を説明した後、第2節で、日本の行政法学・環境法学における比例原則の内容および機能に関する理論を整理し、その検討を行う。比例原則の内容について、日本の行政法学の議論を検討した結果、筆者は、第1に、比例原則が過剰禁止と過少禁止の両方を意味しているとする立場を支持し、環境行政の過程において、適切な措置を選び出すことを要請する原則であるとの見解を採用する。第2に、比例原則の機能について、過少禁止を比例原則の内容に組み入れる場合に、部分原則としての必要性原則の機能を変換する必要があることを指摘する。つまり、《必要性原則による裁判所の審査は、何が「規制権限行使の最低限度」であるかを判断する必要はなく、問題となる行為（不行為）が必要な限度を逸脱するか否かを判断することが重要だ》という所見を示す。

そして筆者は、以上から、過剰禁止と過少禁止との両方を意味している比例原則は、行政権限行使の過程と司法審査における適用の仕方はそれぞれ異なる、と述べる。《行政の規制権限行使の過程における比例原則の適用は、適切な措置を選び出すということをや要請しているのに対し、司法審査における比例原則の適用は、過剰や過少な状態、おおよそ適切でない状態を排除するという消極的な限界付けにとどまる》というのが、ここでの筆者の所見である。

第3節で、権力的な環境行政、非権力的な環境行政、環境規制権限不行使という三つの場面から、日本の環境行政における比例原則の司法審査の状況を検討した。そこから得られた司法審査基準に関する結論は、①権力的な環境行政事件においては、環境や人間の身体・健康への過剰介入を禁止するという視点から審査を行うべきである、②非権力的な環境行政事件においては、環境行政契約に関わる事件において契約で論争となっている条項の内容の合理性に環境への過少介入の禁止から審査するのに対し、環境行政指導事件において指導の義務の確認に環境への過少介入の禁止から審査すべきである、③環境行政規制権限不行使事件においては、権限不行使の違法性判断について環境への過少介入の禁止から検討すべきである、ということである。

第四章 環境行政における比例原則の日中比較

本章は、第一章から第三章までの内容を踏まえて、日中の環境行政における比例原則の比較考察を行った上で、環境行政における比例原則の活用の方法を提示しようとするものである。本論文の中核となる考察を示す章だといえる。

第1節において、筆者は、日中の環境行政における比例原則の現状および問題点を概

観して、比較の視角と方法を明確にする。そして、比例原則をめぐる学説、環境行政をめぐる法制度、環境行政裁量の司法統制、という3つの面の比較検討から、日中の学説と制度と司法審査基準が得られる示唆を抽出し、環境行政における比例原則の適用の方法を提示する、という本章の課題を示す。

第2節で、筆者は、学説と法制度の比較を行う。そこから得られる結論は次の通りである。

まず、3つの部分原則について、①適合性原則によって適合性の程度を判断することによって完全に不適切な措置を排除する、②環境利益を必要性原則の保護の方向とし、必要性を満たした措置を検討する、③一方で、科学的な不確実性が存在しない場合、利益衡量の方法によって最適な規制措置を選び出し、他方で、科学的な不確実性が存在する場合、あらゆる措置を厳密に衡量するのではなく、大まかな計算を行い、「過剰介入によって得られる利益」—「過剰介入によって失われる利益」と「過少介入によって得られる利益」—「過少介入によって失われる利益」との比較衡量、つまり過剰介入と過少介入との得失の比較衡量によって、行政介入の程度を算出した後、限られた範囲内で適切な措置を選択する、ということである。

次に、比例原則の適用を可能にするために、日本の環境基本法と中国の環境保護法において、「持続可能な発展」の内容として、「未然防止原則」と「予防原則」を比例原則に統合すべきだとされる。また、大気汚染防止法における環境行政規制に係る法制度について、事前規制の実施の方法を明確にし、事後規制の手法を増やすとともに、段階的な緊急規制措置を設置する必要がある、との指摘もされている。

第3節では、司法審査基準としての比例原則について、分析と検討を行っている。まず、中国での行政裁量の審査で用いることとされた「明白不当」の基準について、不当性審査では機能しないことから、適法性審査の側に位置づけた上で、比例原則に基づく基準として機能させるべきことを提案した。その中で、環境行政処罰事件については、狭義の比例性原則によって効果裁量を統制することが中心となり、環境行政強制事件については、必要性原則によって要件裁量をコントロールすることが重要になることも、あわせて指摘している。次に、日本での比例原則を用いた行政裁量の司法審査については、事案の性質に応じて、比較衡量型審査・不合理型審査・総合考慮型審査の3類型に分けた上で、①比較衡量型審査においては、効果裁量に対する統制が中心であり、狭義の比例性原則を適用する利益衡量の段階に注目すべきこと、②不合理型審査においては、要件裁量に対する統制が中心であり、必要性原則を適用する必要性審査の段階に着目すべきこと、③総合考慮型審査においては、比例原則を適用して「総合考慮」を具体化する作業が重要であることなど、部分原則の使い方と着目点を提示している。

第4節は、これらのまとめを行っている。

終章 本論文の要約と結論

終章では、本論文の要約と結論、および今後の課題が述べられている。全体の結論として、本章第2節は、中国の環境行政における制度改善の提言を、第3節は、日中の環境行政における比例原則審査のあり方に関する提言を示している。

制度改善に関する提言は、比例原則の適用を可能とするために必要とされる法制度の改善に向けたものである。前述の第4章第2節の考察を踏まえて、さらに具体的な提言として述べられている。第1に、経済利益に対する環境利益の優先を各制度において明確にすること、「未然防止原則」と「予防原則」を中国の環境保護法に導入すること、そして、環境行政規制措置の適当性を求めることを目的とする比例原則を「未然防止原則」と「予防原則」の補足として規定すべきことである。第2に、大気汚染防止法などの環境法法制にいくつかのしくみを導入すべきことである。すなわち、事前規制に関しては総量規制や許可制・届出制等の手続的制度などの導入、事後規制に関しては勧告・措置命令のようなソフトな善後措置制度などの導入、緊急時の規制に関しては事態の程度に応じた段階的な緊急規制措置とそのための手続きの導入である。

比例原則審査のあり方については、前述の第4章第3節の考察に基づく結論が述べられている。中国法については「明白不当」の基準の位置づけの見直しとその用い方、日本法については事案の3類型に即した部分原則の用い方の提案が改めて示されている。

今後の課題としては、ドイツ法を含めた比較法的研究、大気汚染対策法制以外の環境行政法制についての具体的な分析、非権力行政分野での比例原則活用のさらなる検討が必要であることが述べられている。

2 本論文の評価

中国においては、経済成長にともなう環境汚染が深刻な問題となり、同時に環境保全のための行政規制のあり方も問題となっている。本論文は、行政権の「過剰介入」と「過少介入」に着目し、これを比例原則という法原則の視点から検討し、そして法理論・法制度・法実務の諸側面について解決に向けた提言をしようとする意欲作である。その意義は、次の諸点に認めることができる。

第一に、上記の要約に見られるとおり、日中の環境行政領域における比例原則の役割を検討するために必要とされる法理論と法実務の全体像を本論文が提示したことである。読者は、本論文第2章の中国法に関する検討によって、第3章の日本法に関する検討によって、さらに第4章における両者の比較対照によって、その全体像を立体的に理解することができる。本論文における日本の環境行政法に関する研究は、単に中国法を考察するための手がかりという便宜的な位置づけにとどまることなく、司法審査基準に関する新たな分析の視点の提示など、それ自体が日本の研究に寄与する内容をもっている。このような比較法研究上の意義を有する本論文は、今後の日中の環境行政法研究において重要な位置を占めることになると思われる。

第二に、本論文が中国における比例原則の理論的考察および法実務・法制度の改革に寄与するものと評価できることである。二階層説、三階層説、四階層説など、中国での

比例原則の理論的な展開過程を検討する中で、諸説の意義や射程を確かめている点、イギリス由来とされる合理性原則との関係に関する共通説と吸収説の対立や、「明白不当性」という2014年に導入された司法審査基準の機能を比例原則の実際的な活用という視点から検証している点、および、特に「過少介入」の面にまで視野を広げて実務と制度の改革に向けた提言を示した点に、中国の行政法に対する本論文の理論的貢献が認められる。

第三に、本論文が行政法の基本原則としての比例原則の研究に寄与するものである点にも、その意義が認められる。比例原則については、ドイツ法の知見に基づいて、適合性原則・必要性原則・狭義の比例原則という3つの部分原則の活用が試みられてきているが、本論文は、これらの部分原則の適用の仕方や重点の置き方について、環境行政のさまざまな局面を想定し、あるいは事案の性質に応じた的確な司法審査の実現を意図して、詳細な検討を行っている。環境行政領域で論じられてきた未然防止原則・予防原則と比例原則との関係についても上記の検討を行っている点は、考察の深さを示しており、高く評価できる。

以上の諸点に本論文の意義が認められるが、他方で、本論文にも問題点がないわけではない。

まず、比例原則に関する中国の学説・裁判例等の検討について、やや性急に断定している部分、あるいは検討が不足している部分が見受けられる。中国の実定法規範を検討する際には、国家制定法に優位するとされる共産党の規則や国务院の関連綱要も検討対象に含める必要があり、その検討を行っている文献もあるが、本論文における法規範と学説の検討はこの点で十分とはいえない。また、比例原則の研究であるならば、環境行政以外の領域の先行研究や判例をある程度確認しておくことも必要だと考えられるが、この点でも不十分さが残されている。さらに、検討対象としたいいくつかの裁判例については、第2審または再審の判決があるにもかかわらず、その検討がなされていないため、断片的な事案の分析になってしまったと評価せざるをえない。これらの点は、今後の研究において補う必要があると考えられる。

次に、日本の学説・裁判例等の検討については、考察の対象が、比例原則に基づく司法審査というよりも行政裁量一般の司法審査の問題に拡散してしまった面がある。たしかに、環境行政における行政裁量の司法審査に着目し、そこに焦点を合わせて比例原則の観点から審査の判断基準を分析しようとするアプローチの有効性は理解できるものの、効果裁量だけでなく要件裁量を含めて、行政権の判断過程一般で行われる考慮要素の重みづけについて広く比例原則を適用して司法審査を行うこととする理論構成は、まだ十分な説得力をもって本論文において示されているとは言い難い。今後の研究において、行政裁量の司法審査における他の審査基準・審査方法と照らし合わせながら、比例原則の用い方を提示することが求められる。

その他、日本の行政法学説に関する《比例原則は過剰介入禁止のみを意味するという見解が多数説》といった評価は今日では必ずしも共通認識とはいえなくなっている点、

検討裁判例の抽出の基準が明確に示されていない点（特に非権力的な環境行政事件）、制度改革の提案は本論（第4章まで）で行っておくべきところ、終章の総括部分においてやや唐突にこれが挿入されていることなどの構成上の不整合が見られる点など、論文としての表現および形式に関しても、再考が望ましい点が含まれている。

本論文については以上のような問題点を指摘することができるとはいえ、本論文の筆者が示した比例原則に関する比較法的な考察、中国の法制度と司法審査基準に関する提言、および部分原則の活用方法に関する理論的な試みは、注目に値する。またその過程で、日中両国における当該テーマに関する文献を渉猟し、この点の研究と実務の現状を明らかにした点も、高く評価することができる。そして、これらのところから、筆者の研究者としての能力と研究に対する真摯な姿勢が本論文において十分に発揮されていると評価できる。

3 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の提出者が、課程による博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値すると認めるものである。

2021年6月23日

審査委員

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学） 岡田正則（行政法）

副査 早稲田大学教授 博士（法学）（京都大学） 黒川哲志（行政法）

早稲田大学教授 田村達久（行政法）

早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学） 人見 剛（行政法）

早稲田大学准教授 博士（法学）（早稲田大学） 文 元春（中国法）

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

閻周奇博士学位申請論文修正対照表

	修正箇所／修正前	修正後
1	全文：「一刀切」	「一刀切」
2	全文：手続き	手続
3	3 頁第 2 段落 3 行目、19 頁 7 行目：過少介入	過小介入
4	35 頁第 3 段落 5 行目、36 頁 4 行目：「過少介入」	過小介入
5	3 頁第 2 段落 1 行目、70 頁 3 行目：嚴重な環境汚染	重大な環境汚染
6	6 頁注(13)、117 頁文献一覧表・中国語文献の論文の 4：何海波「論行政行為『明顕不当』」	何海波「論行政行為『明顕不当』」
7	9 頁注(24)、114 頁文献一覧表・日本語文献の論文の 1：阿部泰隆	阿部泰隆
8	11 頁注(28)、13 頁注(37)・注(39)	黄学賢・楊紅
9	15 頁注(47)： 余凌雲「論行政法上の比例原則」法学者 2 期	余・前掲注(12) 37 頁
10	15 頁注(48)、115 頁文献一覧表：大坂私立大学	大阪市立大学
11	15 頁注(51)：陽	楊
12	16 頁注(54)： 岡村・志嘉子「中華人民共和国環境保護法」外国の立法 262 号(2014)145 以下参照。	岡村志嘉子訳「中華人民共和国環境保護法」外国の立法 262 号(2014)145 頁以下参照。
13	17 頁第 2 段落 6 行目：嚴重な結果	重大な環境汚染
14	18 頁注(62)・注(64)：中国の生態環境保護部	中国の生態環境部
15	18 頁注(63)：中国の環境生態保護部のウェブサイトで公表された行政処罰事例によると、「執行猶予」の現状が 2002 年から相次いで発生し、2002 年には 1 例、2004 年には 1 例、2008 年には 4 例、2010 年には 8 例、2011 年 3 例があった。	中国の生態環境部のウェブサイトで公表された行政処罰事例によると、「執行猶予」の現状が 2004 年から相次いで発生し、2004 年には 1 例(環法[2004] 4 号)、2008 年には 3 例(環法[2008] 11 号、12 号、13 号)、2010 年には 8 例(環法[2010] 7 号、12 号、30 号、64 号、68 号、82 号、83 号)、2011 年 2 例(環法[2011] 22 号、41 号)があった。
16	18 頁注(66)、118 頁文献一覧表： 「中国環境行政的困境界与突破」 中国地質大学学报	「中国環境行政的困境界与突破」 中国地質大学学报(社会科学版)
17	18 頁第 1 段落 7 行目：中国環境保護部 18 頁第 2 段落 5 行目：国家環境保護部	中国生態環境部 生態環境部
18	20 頁注(71)：よって、その法的性格は行政処罰ではなく、行政指導と認められる。	よって、その法的性格は行政処罰であろうか、行政指導であろうか、必ずしも明確ではない。
19	22 頁【事実の概要】の 7 行目：嚴重な汚染	重大な汚染
20	33 頁第 2 段落 9 行目、88 頁第 2 段落 13 行目：処罰幅内	処罰の幅内
21	33 頁 4 行目：原告はそれに応じて是正を行った。	原告はそれに応じて具体的な改善計画(改善の時間を含む)を提出した。
22	34 頁 1 行目：従って整頓した。	従って改善計画を提出した
23	46 頁注(134)：角松生史「日本行政法における	角松生史「日本行政法における比例原則の機

	比例原則の機能に関する覚書―裁量統制と、の関係を中心に」	能に関する覚書―裁量統制との関係を中心に」
24	64 頁上から 4 行目：比較を絞って	比較に絞って
25	64 頁注(174)： 黄学堅・陽紅「我国行政法中比例原則的理論研究 与实践發展」財經法学 5 期(2017)9 頁参照。	黄学賢・楊紅・前掲注(28) 9 頁参照。
26	66 頁第 3 段落 2 行目、100 頁第 3 段落 2 行目：機能 をさらに	機能がさらに
27	71 頁第 3 段落 5 行目：参考になれる	参考になる
28	72 頁下から 2 番目のパラグラフの 3 行目：不履 行いなど	不履行など
29	73 頁第 2 段落 3 行目：嚴重な大気汚染	重大な大気汚染
30	74 頁本文 12 行目：巨大な裁量権	広範な裁量権
31	75 頁本文 2 行目：大きく差異	大きな差異
32	76 頁 2 行目：基準値の超える	基準値を超える
33	76 頁 6 行目：膨大な処罰裁量権	広範な裁量権
34	76 頁第 2 段落 7 行目、82 頁第 2 段落 15 行目、83 頁下から 3 行目：巨大な自由裁量権	広範な自由裁量権
35	76 頁第 2 段落 6 行目：関連法規には詳しい解釈	関連法規の詳しい解釈
36	77 頁注 (211) の 2 行目：導入される	導入されている
37	77 頁注 (211) の 5 行目：大気汚染が嚴重である	大気汚染が重大である
38	78 頁の日本の大気汚染防止法施行規則 7 条の 3 の説明図の全角 W と全角 Q	半角 W、半角 Q
39	80 頁 7 行目：義務を違反	義務に違反
40	80 頁 18 行目：みられたことの諸事情	みられたという事情
41	80 頁 21 と 25 行目：ことができない	ことはできない
42	80 頁 27 行目：罰則をもたず	罰則によらず
43	80 頁本文下から 4 行目：生ずる場合	生じている場合
44	81 頁 7 行目：講じられた	講じられる
45	82 頁第 2 段落 3 行目：違法者	違反者
46	82 頁第 2 段落 5 行目：避けられたが	避けられるが
47	82 頁第 2 段落 9 行目、108 頁第 4 段落 3 行目：膨 大な裁量権	広範な裁量権
48	82 頁第 2 段落 13 行目：公聴会の開き	公聴会の開催
49	82 頁第 3 段落 5 行目：という根拠規定	の根拠規定
50	82 頁第 3 段落 9 行目：において、	においては、
51	83 頁 4 行目：自己改正	自主的な是正
52	84 頁注 (217)：史筆・曹晟「新『行政訴訟法』 中行政行為『明白不当』的審査与判断」法律適用 8 期 (2016) 24 頁	史筆・曹晟「新『行政訴訟法』中行政行為『明 顯不当』的審査与判断」法律適用 8 期 (2016) 24 頁
53	86 頁本文第 2 段落 6 行目：中国の裁判所の解釈 により	事例⑩の二審裁判所の解釈により
54	86 頁本文第 2 段落 7 行目：受け入れえる	受け容れられる
55	86 頁第 3 段落 3 行目、33 頁下から 6 行目：処罰 が明らかな	処罰に明らかな
56	88 頁第 2 段落 10 行目：行政機関の	行政機関が
57	88 頁第 2 段落 11 行目：ものと認められ	ものとは認められ
58	88 頁第 3 段落 2 行目：強制的に	強制的な
59	88 頁第 3 段落 5～6 行目：行政強制の実施が適当 にはいけない、非強制手段により行政目標を 達成できる場合に、行政強制を実施する必要はな い	行政強制の実施を適切にはいけない、非 強制手段により行政目標を達成できる場合 に、行政強制を実施してはいけない
60	88 頁下から 5 行目：という司法審査	というのが司法審査
61	89 頁注 (221) の 12 行目：行。政機関	行政機関
62	89 頁本文下から 6 行目：重ねる	重なる

63	90 頁下から 2 番目のパラグラフ 2 行目：照らす	照らした
64	90 頁下から 4 行目：さる必要性	される必要性
65	91 頁上から 12 行目：手段の実施した必要性が失われてしまい	手段を実施する必要性が失われ
66	93 頁 6 行目：言い難いが、いささか瑕疵	難しいが、いささかでも瑕疵
67	93 頁下から 6 行目：判決③に踏襲	判決③を踏襲
68	97 頁第 3 段落 1～2 行目：行政強制の実施を適切にしなければならない、非強制手段により行政目標を達成できる場合に、行政強制を実施する必要がない	行政強制の実施を適切にはいけない、非強制手段により行政目標を達成できる場合に、行政強制を実施してはいけない
69	101 頁 6 行目：損得	損失
70	102 頁 5 行目：重要ある	重要である
71	102 頁本文下から 9 行目、111 頁第 3 段落 10 行目：ほうに接する	方に接続する
72	115 頁文献一覧表：大塚直「予防原則の法的課題」損害保険ジャパン・損保ジャパン環境財団編『環境リスク管理と予防原則』（有斐閣、2010）307～312 頁。	大塚直「予防原則の法的課題」損害保険ジャパン・損保ジャパン環境財団編『環境リスク管理と予防原則』（有斐閣、2010）
73	115 頁文献一覧表：越智敏裕「判批」自治研究 80 巻 3 号（2004）154 頁。同旨大塚・前掲注（157）	越智敏裕「判批」自治研究 80 巻 3 号（2004）
74	115 頁文献一覧表：岡村・志嘉子「中華人民共和国環境保護法」外国の立法 262 号（2014）145 以下を参照。	岡村志嘉子訳「中華人民共和国環境保護法」外国の立法 262 号（2014）
75	115 頁文献一覧表：角松生史「日本行政法における比例原則の機能に関する覚書—裁量統制と、の関係を中心に」政策科学 21 巻 4 号（2014）	角松生史「日本行政法における比例原則の機能に関する覚書—裁量統制との関係を中心に」政策科学 21 巻 4 号（2014）
76	115 頁文献一覧表：小山剛「比例原則と猿払基準」（小林節教授退職記念号）法学研究 87（2）（2014）37 頁。	小山剛「比例原則と猿払基準」（小林節教授退職記念号）法学研究 87（2）（2014）
77	115、116 頁文献一覧表：高橋明男「比例原則審査の可能性」法律時報 85 巻 2 号（2013）21 頁。高橋は、宅建業法国家賠償事件の最高裁判決を取り上げて、この判決は裁量権消極的濫用論をとるものであり、過小の禁止での比例原則を適用した例と評価している。	高橋明男「比例原則審査の可能性」法律時報 85 巻 2 号（2013）
78	116 頁文献一覧表：山下義昭『『比例原則』は法的コントロールの基準足りうるか—ドイツにおける『比例原則』論の検討を通して—（一）、（二）、（三・完）』福岡大学法学論叢 36 巻 1・2・3 号（1991）153 頁、163 頁、38 巻 2・3・4 号	山下義昭『『比例原則』は法的コントロールの基準足りうるか—ドイツにおける『比例原則』論の検討を通して—（一）、（二）、（三・完）』福岡大学法学論叢 36 巻 1・2・3 号、38 巻 2・3・4 号（1991）
79	117 頁文献一覧表：黄学堅・陽紅「我国行政法中比例原則的理論研究与实践發展」財經法学 5 期（2017）	黄学賢・楊紅「我国行政法中比例原則的理論研究与实践發展」財經法学 5 期（2017）
80	117 頁文献一覧表下から 1 行目：周祐勇の論文が重複している	重複した文献を削除する
81	118 頁文献一覧表陳書全・劉天翔の論文が重複している。	重複した文献を削除する
82	118 頁文献一覧表下から 1 行目：劉權の論文が重複している	重複した文献を削除する
83	118 頁文献一覧表下から 4 行目：余凌雲「論行政法上的比例原則」法学者 2 期（2002）	削除する

